

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

3 改正概要

別紙1のとおり

4 区長からの依頼文及び回答文

別紙2のとおり

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（職員のサービスの宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあっては墨田区教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p><u>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



31 墨総法条第51号
令和2年1月27日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会2月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別に定めることができることとする必要がある。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第77号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
職員の服務の宣誓に関する条例（昭和33年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓について、任命権者が別に定めることができることとする必要がある。

31 墨教庶第1799号
令和2年1月27日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和2年1月27日付け31墨総法条第51号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

令和2年度図書館・図書室の蔵書点検に伴う休館について

1 蔵書点検について

(1) 実施目的

- ア 図書館全体の蔵書の実態を把握し、資料を速やかに利用者へ提供できるようにする。
- イ 蔵書更新・蔵書構成の基礎資料を作成する。
- ウ 財産管理を行う。

(2) 休館期間

土曜日、日曜日除く、令和2年6月2日(火)から同年7月3日(金)までの間、各施設が一斉休館とならないよう、5つのグループに分けて実施する。

2 休館日について

(1) 館名順

館名	期間
ひきふね図書館	6月22日(月)～6月26日(金)
緑図書館	6月9日(火)～6月12日(金)
立花図書館	6月2日(火)～6月5日(金)
八広図書館	6月30日(火)～7月3日(金)
東駒形コミュニティ会館図書室	6月2日(火)～6月5日(金)
梅若橋コミュニティ会館図書室	6月16日(火)～6月19日(金)
横川コミュニティ会館図書室	6月16日(火)～6月19日(金)
女性センター情報資料コーナー	6月30日(火)～7月3日(金)

(2) 実施順

館名	期間
立花図書館 東駒形コミュニティ会館図書室	6月2日(火)～6月5日(金)
緑図書館	6月9日(火)～6月12日(金)
梅若橋コミュニティ会館図書室 横川コミュニティ会館図書室	6月16日(火)～6月19日(金)
ひきふね図書館	6月22日(月)～6月26日(金)
八広図書館 女性センター情報資料コーナー	6月30日(火)～7月3日(金)

3 周知について

区報(5月21日号予定)、区ホームページ、図書館ホームページ、図書館ニュースにて周知予定

1 令和元年度11月議会報告時の発言により、計画の記述を変更した箇所

項目名	ページ番号	発言要旨	答弁要旨	変更内容要旨
基本方針 基本目標 事業	P12~13	計画において、子ども読書活動推進条例の反映が弱いので、身近な読書環境づくりが必要である。	・条例の各項目に基づき、家庭、地域、学校などの取組のほか、各運営主体との連携も考えられている。4次計画はそのすみになる。 ・計画には、新規事業と拡充事業がある。 ・中高生の不読対策等、条例を踏まえての事業を計画に取り込んでいる。	・基本方針に条例の基本理念の一文を引用・追加した。 ・基本目標に条例の区の責務と区民の役割の一文を引用・追加した。 ・新規事業 28事業 (乳幼児期6、小学生期3、中学生・高校生期7、特別な支援3、取組支援9) ・拡充事業 36事業 (乳幼児期6、小学生期9、中学生・高校生期8、特別な支援3、取組支援10)
第3 中学生・高校生期の施策 1 読書活動の機会充実と啓発 (3) 学校 ア 教科書の学習 で図書を活用する取組	P28	本を読んで、その先に何を求めるのかを計画に掲載したほうが良い。	・読書は、人生をより深く生きる身に付ける上で欠かすことのできないものである。 ・基礎学力を高め、想像力や育み、やさしさ及び思いやりの心を養ううえで重要である。 ・偉人の生き方などを学んでほしい。 ・本と対話することでも、困難を乗り越えることでもある。 ・本を読むことで多角的・多元的に回りを見られるようになる。	・図書の内容を正確に読み取り、自分なりの目的をもって必要な情報を得ることができたり、文章の内容や表現の仕方を評価したり、読んで理解したことを自分の確かな言語表現で発表するようにする。 ・学校図書館での図書や資料を用いた情報収集、論理的な文章や実用的な文章を理解する学習を行う。 ・論理的に考え、根拠を提示し、相手を説得できるように意見をまとめしていくことを経験する。 ・社会的な課題についての図書資料等の調べに基づいたディベートやスピーチなどの口頭表現の技術の習得を通じて、観点を明らかにして分析することや評価することを学び、論理的に考え、聴いたり話したりする能力の向上を図る。
第3 中学生・高校生期の施策 2 読書環境の整備 (4) 学校図書館の整備	P32	中学校学校図書館の年間貸出冊数の目標を110冊にする根拠は何か。	・指導計画で計画的に取組む。 ・いろいろな教科で図書の情報を与え、冊数を増やす。	・読書指導において、教科書の単元に関連する図書の紹介を行う。 ・人文科学系、社会科学系、自然科学系及びその他の分野の図書を子どももの興味・関心に応じて読むことを薦める。 人文科学系：哲学、歴史、芸術、言語、文学等 社会科学系：政治、法律、経済、教育等 自然科学系：数学、物理学、化学、地学、生物学等 その他の分野：百科事典、建築学、機械工学、農業、水産業、商業等
第3 中学生・高校生期の施策 2 読書環境の整備 (5) 区立図書館・図書室	P33	多様な読書を推薦すべきである。	・熟読だけでなく、読み方にこだわらない多様な読み方を教員が中学生に勧めるようにする。	・多様な読書の方法を紹介する。

2 パブリックコメント(令和元年12月11日～令和2年1月10日実施)

ページ番号	意見	回答	変更内容要旨
P16	読み聞かせボランティア等が小規模保育所等に向いて行うのはどうか。	保育関連施設における読み聞かせ等の読書活動は、計画的に行っていきます。	保育関連施設における定期的な読み聞かせは、読書ボランティアの協力も得て進める。
P18	子どもの読書記録を、貸出履歴から自動で紙にプリントアウトし、提供するサービスを行ってほしい。親子の共有やふりかえりの機会になると思う。	令和2年1月に、図書館システムを更新により、図書館ホームページから利用者本人の読書記録が画面で確認できるようになりました。また、読書記録データはダウンロードできまますので、ご利用ください。	保護者が子どもと共に、読書体験の共有や振り返りを行うことができるとともに、図書館システムの読書履歴参照サービスの利用を周知する。

墨田区子ども読書活動推進計画（第4次）

（令和2年度～令和6年度）

令和2年2月
墨田区教育委員会

はじめに

本区では、平成17年に5か年の「墨田区子ども読書活動推進計画」を策定し、現在に至るまで2回の改定を重ね、子どもの読書環境の整備に取り組んでまいりました。さらに、平成30年度の「墨田区子ども読書活動推進条例」の制定に伴い、より一層、子どもの読書環境の整備を進めているところです。

「墨田区子ども読書活動推進計画（第4次）」の策定にあたっては、墨田区立図書館運営協議会委員の学識経験者、学校、PTA、ボランティア、公募区民の皆様からご意見をいただきました。

この計画では、基本方針のもと、「読書活動の機会の充実と啓発」、「読書環境の整備」、「読書活動を支える人材育成」の3つの基本目標を達成するために、子どもの発達段階に応じた取組を進めることとします。

今後、墨田区としては、区民の皆様方の御理解と御協力のもと、学校や幼稚園、保育園、児童館などの地域での読書活動と合わせて、家庭での読書活動の支援にも取り組んでいきます。

墨田区教育委員会

目 次

	頁
第1章 第4次計画策定にあたって	
第1 計画策定の趣旨	・・・ 1
第2 本計画の位置づけ	・・・ 1
第3 本計画の対象者	・・・ 1
第4 本計画の期間	・・・ 2
第5 本計画の推進	・・・ 2
第2章 これまでの取組・成果と課題	
第1 家庭・地域等における子どもの読書活動の推進	・・・ 3
第2 学校における子どもの読書活動の推進	・・・ 6
第3 資料等の充実による子どもの読書活動の推進	・・・ 9
第4 広報・啓発等による子どもの読書活動の推進	・・・ 10
第5 到達すべき数値目標・実績	・・・ 11
第3章 子ども読書活動推進計画(第4次)	
第1 基本方針	・・・ 12
第2 基本目標	・・・ 13
第3 発達段階に合わせた施策	・・・ 14
第4章 子ども読書活動推進のための施策及び目標値	
第1 乳幼児期の施策	・・・ 15
第2 小学生期の施策	・・・ 20
第3 中学生・高校生期の施策	・・・ 27
第4 特別な支援を必要とする子どもの施策	・・・ 35
第5章 家庭、地域及び学校等での取組を支援するための施策	
第1 乳幼児期の読書活動を支援する施策	・・・ 39
第2 小学生期の読書活動を支援する施策	・・・ 41
第3 中学生・高校生期の読書活動を支援する施策	・・・ 43
第4 特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援する施策	・・・ 45
資料編	
墨田区子ども読書活動推進条例	・・・ 47
本計画に関するパブリックコメントの実施結果	・・・ 50
本計画策定の経緯	・・・ 51
検討委員等	・・・ 52

第 1 章 第 4 次計画策定にあたって

第 1 計画策定の趣旨

本区では、子ども読書活動を推進するために、平成 17 年 3 月に「墨田区子ども読書活動推進計画」(平成 17 年度～平成 21 年度)を策定し、平成 22 年 3 月に同計画(第 2 次)、平成 27 年 3 月に同計画(第 3 次)を策定し、家庭、地域、学校、図書館等が連携・協働しながら、子どもの読書が活発に行われるように、読書活動の推進に取り組んできました。

今年度をもって、同計画(第 3 次)の期間(平成 27 年度～平成 31 年度)が終了することから、新たに「墨田区子ども読書活動推進計画(第 4 次)」(以下「本計画」という。)を策定します。

この間、平成 30 年墨田区議会第 4 回定例会において、「墨田区子ども読書活動推進条例」(以下「条例」という。)が制定されました。この条例は、基本理念のほか、家庭、地域、学校での取組、学校図書館の整備と区立図書館の取組を定めています。

本計画は、条例の規定に基づくとともに、第 1 次～第 3 次の計画における取組を受け継ぎ、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備・充実を進め、総合的・体系的に推進するための施策を示します。

第 2 本計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年法律第 154 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項及び条例第 9 条の規定に基づく計画であり、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成 30 年 4 月、文部科学省)及び「第三次東京都子供読書活動推進計画」(平成 27 年 2 月、東京都教育委員会)を基本として、墨田区の現状を踏まえ、今後 5 年間にわたる子どもの読書活動の具体的な施策を明らかにするものです。

第 3 本計画の対象者

おおむね 18 歳以下の子ども

第4 本計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

第5 本計画の推進

1 推進体制

教育委員会が進める各種の本計画に基づく事業の推進について、随時、墨田区図書館運営協議会（以下「運営協議会」という。）に意見を求め、効果的かつ効率的に取り組みます。

2 協力体制

本計画の実施にあたり、区立図書館・図書室のほか、学校、地域力支援部、子ども・子育て支援部、保健センター等の関係部署が互いに連携・協力し、積極的に取組を進めると同時に、家庭や地域をはじめ子どもの読書活動の推進に関わる方々と連携し、計画の協働化を図ります。

3 本計画の検証

本計画の進捗及び効果を測るため、施策と目標を設け、毎年度、実施状況と成果について検証し、今後の計画推進に反映させます。

実施状況等については、条例第10条第3項の規定に基づき公表します。

検証の基準について

各年度の目標値は、計画年度（5年間）で達成する値とします。

- ・「目的達成」計画最終年度の目標値を達成している。
- ・「順調に推移」各年度の目標値を達成している。
- ・「改善・努力が必要」各年度の目標値を下回るが、計画策定時より向上が見込まれる。
- ・「達成見込なし」計画最終年度の目標達成が見込めない。

第2章 これまでの取組の成果及び課題

前計画の「墨田区子ども読書活動推進計画（第3次）」では「家庭・地域等（施設、区立図書館・図書室）」、「学校」、「資料等の充実」、「広報・啓発等」の4つの項目について次の取組を行い、成果と課題が明らかになりました。

第1 家庭・地域等における子どもの読書活動の推進

1 家庭

(1) 取組

- ア 保護者への意識啓発
- イ 読書のきっかけづくり事業の推進

(2) 成果

- ア 保護者への意識啓発については、家庭の読書に関する講演会の実施やブックリストを配布することにより、区立図書館・図書室の乳幼児の貸出者数及び貸出冊数が増加しました。

乳幼児（0～6歳）	平成25年度	平成30年度	増減
貸出者数[人]	11,095	16,627	49.8%増
貸出冊数[冊]	53,136	67,129	26.3%増

- イ 読書のきっかけづくりとして、おはなし会や読み聞かせを定期的を実施することにより、参加者が増加しました。

図書館でのお話し会	平成25年度	平成30年度	増減
参加者数[人]	6,820	9,246	35.5%増

(3) 課題

- ア 読書習慣の形成を図るためには、保護者が読書に関する理解をより深めていけるような取組と支援が必要です。

2 施設（保育園、幼稚園、児童館、子育てひろば等）

(1) 取組

- ア 読み聞かせ、お話し会等の実施
- イ 図書の充実

(2) 成果

ア 施設でのお話し会の開催数が増加しました。

施設でのお話し会	平成 25 年度	平成 30 年度	増減
開催数[回]	42	77	83.3%増

イ 施設での図書の充実を図り、団体貸出の貸出冊数が増加しました。

団体貸出	平成 25 年度	平成 30 年度	増減
貸出冊数[冊]	10,365	12,793	23.4%増

(3) 課題

ア 子どもの発達段階に合わせた分かりやすい読み聞かせを行うためには、日頃から子どもと接する施設職員の読み聞かせ技術の向上が必要です。

イ 施設での読書活動を進めるために、施設の状況に合わせて団体貸出を積極的に活用するなど、施設の図書を更に充実する必要があります。

3 区立図書館・図書室

(1) 取組

- ア 事業の充実
- イ 地域人材の育成
- ウ 関係機関・地域等との連携・協力
- エ 学校図書館との連携・協力
- オ 児童図書等の再利用の促進

(2) 成果

ア 事業の充実については、お話し会等の行事、小学生の図書館見学、中学生・高校生の職場体験を実施することにより、参加者が増加しました。

事業名	平成 25 年度	平成 30 年度	増減
お話し会 開催数[回]	311	444	42.8%増
参加者数[人]	6,820	9,246	35.5%増
職場体験 参加者数[人]	71	141	98.6%増
図書館見学 開催数[人]	861	1,791	108%増
児童書及び絵本の貸出冊数[冊]	520,000	652,889	25.5%増

イ 地域人材の育成については、学校読み聞かせボランティア養成講座の開催数を増やすとともに、平成30年度から絵本の理解講座を実施し、読書を担う地域の人材育成を進めました。

事業名	平成25年度	平成30年度	増減
読み聞かせボランティア養成講座 開催数[回]	2	8	300%増
絵本の理解講座(新規) 開催数[回]	—	1	—

ウ 関係機関・地域等との連携・協力については、国・都等の図書館との相互貸借による資料の充実を図るとともに、平成30年度には東京オリンピック・パラリンピックの展示を都内公共図書館と共同実施しPRを行いました。また、ひきふね図書館パートナーズ¹の企画による子ども向けのワークショップ、中学生・高校生向けに「おもてなし課」²の活動を実施し、ボランティアとの連携・協力を進めています。

事業名	平成25年度	平成30年度	増減
子ども向けワークショップ(新規) 開催数[回]	—	1	—
おもてなし課の活動(新規) 開催数[回/月]	—	1	—

エ 学校図書館との連携・協力については、小学校及び中学校の学校図書館に学校司書³の配置日数を増やしたほか、ひきふね図書館が学校図書館連携システム⁴の管理・運用を行っています。また、調べる学習コンクール相談会への協力を行うとともに、平成29年度から図書館担当教諭研修会をひきふね図書館で開催しています。さらに、同年から学校司書意見交換会も新たに開催し、学校図書館運営を支援しています。

事業名	平成25年度	平成30年度	増減
学校司書の配置 配置日数[日/週]	1	2	100%増

¹ 「ひきふね図書館パートナーズ」：図書館に望ましい事業・サービスを利用者目線で考え、実現するための企画を提案し、図書館と協働でイベント等を実施しているボランティア組織です。

² 「おもてなし課」：人が集まる楽しい図書館を目指した企画を考え活動する中学生及び高校生のボランティアです。ティーンズ向けブックリスト作成、本のビンゴ大会、辞書で遊ぶなどを企画し、実施しています。

³ 「学校司書」：図書管理、選書、除籍業務のほか、学校図書館の利用を進めるとともに、授業への協力を行います。

⁴ 「学校図書館連携システム」：学校図書館と区立図書館が連携し、貸出・返却・検索等の機能を持つコンピューターシステムです。

学校司書意見交換会 (新規) 開催数[回]	—	1	—
--------------------------	---	---	---

オ 児童書のリサイクル図書の配布冊数⁵を増加し、児童図書等の再利用を進めました。

児童書のリサイクル図書	平成 25 年度	平成 30 年度	増減
配布冊数[冊]	2,053	8,506	314%増

(3) 課題

ア 今後、子どもの読書活動の拡大に伴い、担い手不足が見込まれるため、読書ボランティアの養成が必要です。

イ 学校図書館の整備には、図書の充実に加えて、司書教諭や学校司書との情報共有を図りつつ、学校図書館の運営を行う必要があります。

第2 学校における子どもの読書活動の推進

1 取組

- (1) 児童・生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実
- (2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進
- (3) 子どもの読書活動の推進のための学校図書館等の機能強化
- (4) 学校図書館の資料、施設・設備等の整備・充実
- (5) 学校図書の活用を推進していくための人的配置の推進

2 成果

(1) 児童・生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実については、学校図書館の全体計画、年間指導計画を作成し、取組を進めてきました。

調べる学習コンクールに参加する小学生・中学生が増加したほか、ビブリオバトル⁶大会を開催しました。また、不読率⁷も一部の学年で改善が見られましたが、中学生では不読率の改善が進んでいない状況です。

⁵ 「リサイクル図書の提供」：図書館で除籍になった図書で、再利用が可能なものを無料で配布しています。

⁶ 「ビブリオバトル」：発表参加者がお気に入りの本を持ち寄り、その魅力等を発表し、一番読みたくなった本を、参加者の投票により決定する読書活動です。

⁷ 「不読率」：小学生3・4年生は1週間、小学校5年生以上は1か月に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合です。

調べる学習コンクール	平成 25 年度	平成 30 年度	増減
応募件数（件）	4,037	5,164	27.9%増

不読率	計画策定時（25年度）	30年度実績
小学校3年生	24.2%	17.6%
小学校4年生	22.6%	20.2%
小学校5年生	18.1%	17.2%
小学校6年生	23.1%	23.0%
中学校1年生	20.5%	15.9%
中学校2年生	23.0%	24.0%
中学校3年生	28.6%	30.5%

（2）家庭・地域との連携による読書活動の推進については、保護者を中心に読み聞かせ等に関するボランティア活動を進めました。

（学校におけるボランティア活動内容（平成29年度調査））

- ・活動回数 主に週1回または隔週1回
- ・活動内容 主に読み聞かせ、図書整理、図書の展示

（3）子どもの読書活動の推進のための学校図書館等の機能強化については、教科のテーマに応じた授業への資料提供と関連した図書の展示を行い、調べ学習の支援を進めました。

（4）学校図書館の資料、設備等の整備及び充実については、学校図書館図書標準⁸に基づき、図書購入を進めています。また、書架増設等の設備改善を行うとともに、図書の充実を図ったことにより団体貸出冊数が増加しました。さらに、図書検索、蔵書管理の効率化を図る学校図書館連携システムの適切な運用を行っています。

⁸ 「学校図書館図書標準」：公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成5年3月に定めました。

学校図書館図書標準	平成 25 年度	平成 30 年度	増減
小学校平均	117.5%	120.1%	2.6 ポイント増
中学校平均	69.5%	94.5%	25.0 ポイント増

学校への団体貸出	平成 25 年度	平成 30 年度	増減
貸出冊数[冊]	6,000	30,879	414.7%増

- (5) 学校図書の活用を推進していくための人的配置については、小学校及び中学校の学校図書館に、学校司書を週 2 日（令和元年度から一部の小学校については週 3 日）配置しました。このことにより、学校図書館の一人あたりの図書貸出冊数が増加しました。

学校図書館の一人あたりの貸出冊数[冊]	平成 25 年度	平成 30 年度	増減
小学校	27.8	36.7	32.0%増
中学校	1.4	2.3	64.2%増

3 課題

- (1) 中学生の不読率の伸び悩みについては、子どもが自分の興味や関心がある分野に熱中したり、部活動や進学等で読書する時間が確保しにくくなることで、相対的に読書への関心が低くなる子どもが増えることの影響が考えられます。また、小学校高学年段階での不読率の状況から、十分な読書習慣を身に付けていない子どもがいます。学校が、一人ひとりの興味や関心を把握したうえで、読書への関心を高める取組を行い、読書習慣を形成する必要があります。
- (2) 学校図書館においては、蔵書の分類になお偏りが残されていること、中学校の一部には、学校図書館図書標準が達成途上にあることや読書スペースの狭隘、設備の老朽化など整備の必要があります。個別の学校図書館の状況に応じた整備が必要です。

第3 資料等の充実による子どもの読書活動の推進

1 取組

- (1) 区立図書館等の資料の整備・職員の能力向上
- (2) 障害のある子どものための環境の整備・充実
- (3) 地域資料サービスの充実

2 成果

- (1) 区立図書館等の資料の整備については、子どもや保護者からのリクエストを踏まえ、児童書の選書を行うとともに調べる学習コンクール作品及び子育て資料の展示コーナーを設け、利用しやすいよう工夫しました。また、青少年向けのTS(ティーンズ)コーナーを設け、中学生・高校生が図書館を利用しやすい環境づくりを行いました。

職員の能力向上を図るために、毎年、図書館員が司書資格取得講習を受講するとともに、都立図書館や日本図書館協会の研修を受講しました。

- (2) 障害のある子どものための環境の整備・充実については、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所への出張読み聞かせに新たに取り組むとともに、マルチメディアデイジー図書⁹、L.Lブック¹⁰などの障害者向け図書の充実を進めました。

障害児通所支援の施設	平成25年度	平成30年度	増減
読み聞かせ施設数[施設]	—	3	—

- (3) 地域資料サービスの充実については、図書館ホームページで「地域資料」のコーナーを設け、写真資料により昔の墨田区の街並みを知ることができるようにしました。

⁹ 「マルチメディアデイジー図書」：音声と音声に合わせたテキストや画像を同期させ画面に表示するデジタル図書です。

¹⁰ 「L.Lブック」：文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人が優しく読めるよう、写真や絵、わかりやすい文章などを用いて内容が分かりやすく書かれた図書です。

3 課題

- (1) 資料の充実の取組については、区立図書館・図書室の児童図書の充実を図るとともに、児童図書に関するレファレンス¹¹を適切に行えるよう図書館員の専門的能力を高める必要があります。
- (2) 障害のある子どものための資料整備を進めるとともに、読書の楽しさを体験してもらい、読書を好きになってもらうための読書活動を支援する必要があります。

第4 広報・啓発等による子どもの読書活動の推進

1 取組

- (1) 「子ども読書の日」(4月23日)、「文字・活字文化の日」(10月27日)に合わせた、読書に関する行事の実施及び読書活動の啓発
- (2) 図書館ホームページに、子ども向け図書、おすすめ図書の情報や行事の情報の掲載

2 成果

読書の記念日を中心に読書に関する行事を実施し、図書館ホームページにおいて、子ども読書活動に関する情報を提供する環境を作りました。

3 課題

子どもの区立図書館・図書室利用を進めるために、日頃、図書館利用から遠ざかっている子どもに対して、地域のイベントでリサイクル図書を配布するなど、直接読書活動をPRする取組を進める必要があります。

¹¹ 「レファレンス」: 図書館利用者が必要な資料や情報を求めた場合に図書館員が資料検索を援助し資料を提供しあるいは回答するなど、利用者と資料とを結びつける図書館業務です。

第5 到達すべき数値目標・実績

1 区立図書館・図書室の児童書及び絵本の貸出冊数(冊)

貸出冊数(冊)	計画策定時 (25年度)	30年度	目標値 (31年度)	達成率 (30年度比)
	520,000	652,889	572,000	114.1%

2 区立図書館・図書室の対象者別の延べ貸出者数と延べ貸出冊数

対象者		計画策定時 (25年度)	30年度	目標値 (31年度)	達成率 (30年度比)
0～6歳	貸出者数(人)	11,095	16,627	12,204	136.2%
	貸出冊数(冊)	53,136	67,129	58,449	114.9%
7～12歳	貸出者数(人)	48,417	47,286	53,258	88.8%
	貸出冊数(冊)	155,435	151,257	170,978	88.5%
13～15歳	貸出者数(人)	9,727	10,824	10,699	101.2%
	貸出冊数(冊)	25,638	28,721	28,201	101.8%
16～18歳	貸出者数(人)	7,178	5,997	7,895	76.0%
	貸出冊数(冊)	17,277	14,380	19,004	75.7%
合計	貸出者数(人)	76,417	80,734	84,056	96.0%
	貸出冊数(冊)	251,486	261,487	276,632	94.5%

3 学校への団体貸出冊数(冊)

	計画策定時 (25年度)	30年度	目標値 (31年度)	達成率 (30年度比)
小学校	6,000	28,907	30,000	-
中学校		1,972		
合計	6,000	30,879	30,000	102.9%

4 児童・生徒一人あたりの学校図書館 個人への年間貸出冊数(冊)

	計画策定時 (25年度)	30年度	目標値 (31年度)	達成率 (30年度比)
小学校	27.8	36.7	40	91.8%
中学校	1.4	2.3	10	23.0%

学校図書館連携システムによる貸出冊数(学校図書館内のみ利用冊数は含まない)

5 区立小学校(3～6年生)区立中学校の児童・生徒の不読率

	計画策定時 (25年度)	30年度	目標値 (31年度)	達成率 (30年度比)
小学校3年生	24.2%	17.6%	15.0%	85.2%
小学校4年生	22.6%	20.2%	15.0%	74.3%
小学校5年生	18.1%	17.2%	15.0%	87.2%
小学校6年生	23.1%	23.0%	15.0%	65.2%
中学校1年生	20.5%	15.9%	15.0%	94.3%
中学校2年生	23.0%	24.0%	20.0%	83.3%
中学校3年生	28.6%	30.5%	20.0%	65.6%

(「墨田区学習状況調査の総合意識調査(i-check)」)

不読率： 小学校3・4年生は1週間、小学校5年生以上は1か月に1冊も読まなかった割合

第3章 子ども読書活動推進計画（第4次）

第1 基本方針

前計画（第3次計画）では、家庭、地域、学校、図書館等での取組は進められてきた一方で、不読率の改善を図ることが主な課題として上ってきました。

「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月、文部科学省）では、「乳幼児期から、子供の実態に応じて、子供が読書に親しむ活動を推進していく必要がある。」として、不読率の改善については、読書習慣の形成を一層効果的に図るとともに、読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要があるとしています。また、「第三次東京都子供読書活動推進計画」（平成27年2月、東京都教育委員会）では、不読率の更なる改善、読書の質の向上、読書環境の整備の3つを基本方針として取組を進めています。

こうした国及び都の計画を基本として、これまでの取組の成果と課題を踏まえた上で、条例第3条（基本理念）に基づき、基本方針を定めます。

（基本方針）

読書を通じて、子どもが生きる力を育み、健やかに成長し、豊かな人生を送ることができるように、家庭、地域、学校、図書館等が連携して読書習慣の形成を図るとともに、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で自主的に楽しく読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための読書環境の整備に取り組めます。

第2 基本目標

基本方針に沿った取組を行うにあたり、条例第4条では区は子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務があるとし、条例第5条では区民は日常生活の中で読書に親しみ、子どもの読書活動への理解及び協力を通じて、子どもの読書活動の充実及び習慣化につながるよう努める役割を果たすとしています。

よって、区は、区民が読書活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための講座等の事業を実施し、区民の読書活動を支援します。また、区民も読書活動への理解とともに、読書ボランティア等をはじめとした積極的な参加が期待されます。

このような区の責務と区民の役割に基づき、子どもの読書活動の推進に関わる施策を総合的かつ計画的に、家庭、地域、学校、図書館等が連携・協力して推進するために、次のとおり本計画の基本目標を定めます。

1 読書活動の機会の充実と啓発

発達段階に応じた読書習慣の形成を図るために、家庭、地域、学校、図書館等の連携・協力により、読書活動の機会の充実と啓発を行います。

2 読書環境の整備

家庭、地域、学校、図書館等の連携・協力により、子どもの読書環境を整備します。また、学校図書館の整備と活用を図ります。

3 読書活動を支える人材育成

図書と子どもをつなぐ人材を育成し、読書活動の充実を図ります。

第3 発達段階に合わせた施策

本計画では、読書習慣の形成を図る上で、子どもの発達段階に応じた読書活動を進めていくために、次のとおり子どもの発達段階に合わせた4つの施策を進めます。

1 乳幼児期の施策

家庭や地域での読み聞かせ等を通じて、子どもが図書の豊かな言葉や世界と出会えるような施策を進めます。

2 小学生期の施策

学校図書館での授業や調べ学習を通じて、図書を選ぶ楽しさ、読書を通じた活動の面白さを味わえるような施策を進めます。

3 中学生・高校生期の施策

家族や友人等とのコミュニケーションを通じて、論理的な思考を養い、自らの考えを深められるような施策を進めます。

4 特別な支援を必要とする子どもの施策

特別な支援を必要とする子どもに十分配慮して、障壁のない読書サービスの提供を進めます。

第4章 子ども読書活動推進のための施策

子ども読書活動推進のための施策は、子どもの発達段階に合わせて、乳幼児期、小学生期、中学生・高校生期及び特別な支援を必要とする子どもの4つに区分して「施策の目標値」を設定しました。

また、施策の実施にあたり、基本目標の項目ごとに、家庭、地域、学校、図書館等で取り組む事業を明らかにするとともに、事業ごとの目標を設定します。

第1 乳幼児期の施策

乳幼児期は、子どもが保護者から声を掛けてもらったり、言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、生涯にわたる人間形成の基礎がつくられる時期です。また、この時期の子どもは、読み書きできず自分で図書を探すことができない上に、お気に入りの図書を見つけても自分では読めないことから、図書との出会い、図書に親しむためには、保護者の役割が重要となります。

このように保護者とのかかわりが子どもの読書活動に大きく影響を与えることから、保護者は積極的に子どもに働きかけ、読書活動を進めることが大切です。また、保護者からの読み聞かせなど、一緒に図書に触れ、時間を共有することで豊かな感情が育まれるとともに、保護者からの愛情を感じ、絆を深めることに繋がります。

施策の目標値	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児の延べ貸出者数を1.5倍にします。 平成30年度 16,627人 令和6年度 25,000人・乳幼児への延べ貸出冊数を1.5倍にします。 平成30年度 67,129冊 令和6年度 101,000冊
--------	---

1 読書活動の機会の充実と啓発

(1) 家庭

図書を介して子どもと心を通わせる機会を持つ取組をお勧めします。

取 組 例
[101] わらべうたや絵本の読み聞かせをして、子どもが言葉や読書に興味・関心を向けてもらえるようにします。
[102] 図書館で子どもと一緒に図書を選びます。
[103] 子どもが興味を示す図書を読み聞かせます。
[104] おうち De どくしょノート ¹² を活用して、家族と一緒に読書を行います。
[105] 保護者や家族等が互いに図書を紹介し合ったり、子どもの読書の様子を話したりします。

(2) 地域の施設¹³

定期的な読み聞かせをはじめとして、保護者への啓発として、保護者も参加する行事におけるブックトークや図書館見学を行います。また、保育関連施設における定期的な読み聞かせは、読書ボランティアの協力も得て進めます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[115] 定期的な読み聞かせ	—	実施	実施
[116] 保護者も参加する行事におけるブックトーク【新規】	—	—	実施
[117] 図書館見学	—	実施	実施

(3) 区立図書館・図書室¹⁴

家庭にとっての身近な読書の場としての役割を果たしている区立図書館・図書室の「こどもとしょしつ」及び児童コーナーでは、司書が図書の選び方や留意点などを助言し、絵本や紙芝居の貸出をします。また、お話し会や工作会の子ども向けの催しを多く開催し、親子で図書を楽しむ環境を整えています。

¹² 「おうち De どくしょノート」：親子の読書活動を進めるために、図書館が作成し、配布している、親子で記入する読書ノートです。

¹³ 「地域の施設」：保育園、幼稚園、児童館、子育てひろば等の施設を指します。

¹⁴ 「区立図書館・図書室」：墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室を指します。

保護者が子どものために図書を選び、読み聞かせができるように、絵本に関するレファレンス等支援するとともに、お話し会や工作会を通じて、読書のきっかけづくりを進めます。また、ブックスタート事業¹⁵、ブックリスト¹⁶の配布を通して、子どもの発達段階に応じた図書を紹介します。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[128]児童書及び絵本の利用推進【拡充】	児童書及び絵本の貸出冊数	652,889冊	980,000冊
[129]絵本に関する情報提供【拡充】	ブックリスト配布数	4,000枚	4,500枚
[130]絵本に関するレファレンス	—	実施	実施
[131]お話し会、工作会の開催【拡充】	開催数	421回	500回
[132]ブックスタート事業	—	実施	実施

2 読書環境の整備

(1) 家庭

子どもへの読み聞かせや子どもが手軽に図書を取れるような環境を作る取組をお勧めします。

取組例
[111]家族と一緒に読書する機会をもち、子どもが手軽に図書を取れるようにします。

(2) 地域の施設

保育園と幼稚園等の施設の状況に応じて団体貸出を行い、読書活動が円滑に行われるよう読書環境の整備を進めます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[120]保育所保育指針等に基づく読書に親しむ環境づくり	—	実施	実施

¹⁵ 「ブックスタート事業」：読書のきっかけづくりのために、乳幼児健診で絵本を開く楽しい体験と絵本をセットでプレゼントする事業です。墨田区では保健センターの乳幼児健診時に図書館・図書室が実施しています。

¹⁶ 「ブックリスト」：年齢層やテーマに沿った、図書館が薦める図書リストです。区立図書館・図書室、学校、保育園、児童館等に配布し、図書館ホームページでも掲載しています。

[121]乳幼児向け図書の整備	—	実施	実施
[122]団体貸出を利用した図書の充実【拡充】	登録施設数	76施設	106施設 (幼稚園、保育園、認定こども園、児童館、児童施設等)

(3) 区立図書館・図書室

児童書及び絵本の充実とともに、絵本・子育て関連又は司書が推薦する図書の貸出セットを用意し、保護者が手軽に図書を借りられるよう読書環境の整備を進めます。また、保護者が子どもとともに、読書体験の共有や振り返りを行うことができるように、図書館システムの読書履歴参照サービスの利用を周知します。さらに、読書を身近に感じられるようにリサイクル図書を提供します。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[133]児童書及び絵本の収集と提供【拡充】	児童書及び絵本冊数	217,013冊	241,000冊
[134]本棚の作り方のPR【新規】	—	—	実施
[135]リサイクル図書の提供	—	実施	実施
[136]絵本・子育て関連図書等の貸出セット【新規】	セット数	—	100セット

3 読書活動を支える人材育成

(1) 家庭

子どもへの読み聞かせを行うきっかけとして、保護者がお話し会や読書の講座を通じて、読書の楽しさを体験し、子どもがどのような図書に興味を持っているのかを知ることをお勧めします。

取組例
[113]お話し会や読書の講座に参加し、子どもがどのような図書に興味を持っているのかを知ります。

(2) 地域の施設

施設職員の読書技術向上と読書ボランティア活用を進めます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[125]施設職員の読書技術の向上【新規】	—	—	実施
[126]読書ボランティアの活用	—	実施	実施

(3) 区立図書館・図書室

読書ボランティア養成講座の開催、図書館員向け絵本のレファレンス研修やブックトークなどの読書技法の研修に取り組みます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[137]読書ボランティア養成講座の開催【拡充】	開催数	1回	4回
[138]絵本のレファレンス研修【新規】	開催数	—	1回
[139]ブックトーク ¹⁷ 、ストーリーテリング ¹⁸ 等の技法の研修【新規】	—	—	実施

¹⁷ 「ブックトーク」：グループを対象として数冊の図書を紹介し、聞き手に読書意欲を起こさせることを目的とした読書活動です。

¹⁸ 「ストーリーテリング」：物語を覚えて子どもたちに対して語ること。文字を十分に読めない子どもでも物語を楽しむことができることから、読書への導入手段として用いられます。「素話」とも呼びます。

第2 小学生期の施策

小学生期は、低学年では一人で図書を読もうとするようになり、語彙量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになることから、読書に親しみ、いろいろな図書を知りたいと思うようになります。また、中学年では子どもは自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、図書の量が増えてくることから、幅広く、読書に親しむとともに、読書が必要な知識や情報を得ることに役立つことを気づくようになります。さらに、高学年では図書が選択でき始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの図書の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始めるようになります。

このような子どもの発達段階ごとの読書傾向がある一方で、インターネットが普及し、あらゆる分野の多様な情報に簡単に触れることができます。しかし、インターネットの情報は雑多な情報が体系的に整理されていない点が多いことから、情報の意味を吟味し、文章の構造や内容を的確に読み解く経験が少なくなっています。

このような状況にあって、子どもが文章の構造や内容を的確に読み解く力を育てるためには、読書活動を通じて、情報を精査し、自分の考えを形成し表現することが大切となります。

施策の目標値	不読率を平成25年度と比べて令和6年度末に半減させます。			
	不読率	平成25年度 実績	平成30年度 実績	令和6年度 (目標値)
	小学校3年生	24.2%	17.6%	12.1%
	小学校4年生	22.6%	20.2%	11.3%
	小学校5年生	18.1%	17.2%	9.1%
	小学校6年生	23.1%	23.0%	11.6%
	中学校1年生	20.5%	15.9%	10.3%
	中学校2年生	23.0%	24.0%	11.5%
	中学校3年生	28.6%	30.5%	14.3%

1 読書活動の機会の充実と啓発

(1) 家庭

家庭では読み聞かせを行い、子どもと一緒に本を読んだり、一緒に図書館を

利用したりするなど、子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要となります。そして、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合い、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが大切です。

「^ておうちDeどくしょノート」を活用し、家族と一緒に読書を楽しみ、保護者の愛読書や読書で面白かった経験を子どもに伝えることをお勧めします。

取 組 例
[201]子どもと図書館に行き、図書館利用を勧めます。
[103]子どもが興味を示す図書を読み聞かせます。
[202] 子どもに家族の愛読書や面白かった読書経験を伝えます。
[104]おうちDeどくしょノートを活用して、家族と一緒に読書を行います。
[105]保護者や家族等が互いに図書を紹介し合ったり、子どもの読書の様子を話したりします。

(2) 地域の施設

子どもが読書を楽しめるような環境づくりが必要なことから、読み聞かせやブックトーク、図書館見学を通して、子どもが図書に触れる機会を増やします。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[115]定期的な読み聞かせ	—	実施	実施
[207]ブックトークやアニメーション ¹⁹ の実施	—	実施	実施
[117]図書館見学	—	実施	実施

(3) 学校

学習の基盤となる言語能力や情報活用能力²⁰を向上させるために、「主体的・対話的で深い学び」(新学習指導要領)の視点から、学校図書館を活用し

¹⁹ 「アニメーション」: 子どもが読書をゲームのように楽しみながら、読解力、表現力、コミュニケーション力を育てる目的で、開発・体系化した読書活動です。

²⁰ 「情報活用能力」: 多様なメディアの情報を理解し、必要に応じて適切に使いこなすメディアリテラシーの能力です。小学生が利用可能な情報手段は、新聞・雑誌・辞書・事典等の言語メディア、地図・図表・グラフ・統計表・図記号等の記号メディア、絵・写真・ラジオ・テレビ・映画・インターネット等の視聴覚メディアが挙げられます。

た授業や調べ学習を中心とした読書活動に取り組みます。

さらに、不読率の改善のために、読書の楽しさを教えるとともに、読書により多くの知識を得ることや多様な考え方を知ることができることを子どもに理解させることが重要です。そのためには、学校図書館の全体計画、年間指導計画に基づく学習活動のなかで、国語の授業や学級指導における読書指導と合わせ、他の授業の学習内容とも関連付けた積極的な学校図書館活用を図ることが必要です。例えば、学校図書館での図鑑や科学的なことについて書いた図書から情報を得て、分かったことを説明する活動や図書・新聞などを活用して、調べたり考えたりしたことを報告する活動を行うなど、情報を得るための読書と情報活用能力の育成に取り組みます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[211]読書指導	—	実施	実施
[212]朝読書等	—	実施	実施
[213]授業における学校図書館活用の推進	—	実施	実施
[214]下級生や幼稚園及び保育園の園児への読み聞かせ	—	実施	実施
[215]図書委員会活動での図書の展示や紹介	—	実施	実施
[216]図書館見学	—	実施	実施
[217]学校図書館でのお話し会の実施	—	実施	実施
[218]読書マラソン ²¹	—	実施	実施
[219]季節等に合わせたお薦め図書の展示	—	実施	実施
[220]ブックトークやアニメーションの実施	—	実施	実施
[221]調べる学習コンクールへの参加	—	実施	実施

(4) 区立図書館・図書室

ブックリストで子どもと保護者に図書を紹介するとともに、お話し会や工作会を通じて、読書活動の啓発と機会の提供に取り組みます。また、子どもが調

²¹ 「読書マラソン」：図書を読んで冊数やページ数を記録し、自分で設定した目標に向かって、マラソンのように自分のペースで読書を進める読書活動です。

べたいテーマについて、関連資料の探索法を一覧にしたパスファインダーを製作し、調べ学習のための支援を行います。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[128]児童書及び絵本の利用推進【拡充】	児童書及び絵本の貸出冊数	652,889冊	980,000冊
[242]児童書に関する情報提供【拡充】	ブックリスト配布数	16,000枚	16,700枚
[243]パスファインダーの製作と配布【新規】	種類数	—	100種類
[131]お話し会、工作会の開催【拡充】	開催数	30回	40回
[244]小学生の図書館利用の推進【拡充】	延べ貸出者数	47,286人	71,000人
	延べ貸出冊数	151,257冊	227,000冊

2 読書環境の整備

(1) 家庭

ブックリストを参考に子どもの選書を手伝うことや子どもが手軽に図書を取れるような環境を作る取組をお勧めします。

取組例
[205]ブックリストを参考に子どもが選書することを手伝います。
[111]家族と一緒に読書する機会をもち、子どもが手軽に図書を取れるようにします。

(2) 地域の施設

子どもが手軽に読書できる環境の整備を進めます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[209]児童向け図書の整備	—	実施	実施
[122]団体貸出を利用した図書の充実【拡充】	登録施設数	9施設	16施設 (児童館、児童施設等)

(3) 学校

学校司書の配置の充実を図るとともに、調べ学習に役立つ図書の整備、学校図書館オリエンテーション²²の取り組みを進めます。また、学級文庫を充実し、子どもが気軽に図書を手に取れる環境の整備を進めます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[224]学校図書館年間指導計画に基づく運営	—	実施	実施
[225]学校司書の配置の充実【拡充】	配置日数	週2日	週3日
[226]調べ学習用図書の整備	—	実施	実施
[227]学校図書館オリエンテーションの実施	—	実施	実施
[228]学級文庫の整備	—	実施	実施

(4) 学校図書館

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。このように学校の教育課程の展開において、学校図書館は重要な位置を占めています。

よって、小学生期の発達段階に応じた図書や教科の学習との関連を図りながら、学校図書館図書標準に従い図書を整備していくことが必要です。

また、調べて読む単元学習²³では、課題解決のために、教科書や副読本のほか、図書やインターネットなど多様なメディアを活用して情報収集する力を子どもに身に付け、子どもが自主的、主体的に読書活動ができるように、学校図書館の図書や新聞の充実と選書の偏りを是正するなど整備を進めます。

²² 「学校図書館オリエンテーション」：学校司書が、学校図書館利用のために図書資料の種類や配列や貸出方法等を案内することです。

²³ 「単元学習」：ある主題について行われるひとまとまりの学習です。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[229]学校図書館の利用推進【拡充】	児童一人あたりの年間貸出冊数	36.7冊	55冊
[230]蔵書の管理	図書標準達成率	120.1%	維持
[231]選書及び除籍の管理	—	実施	実施
[232]新聞の設置【拡充】	設置学校数	12校	25校 (小学校)

(5) 区立図書館・図書室

児童書及び絵本の充実を進めます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[133]児童書及び絵本の収集と提供【拡充】	児童書及び絵本冊数	217,013冊	241,000冊
[135]リサイクル図書の提供	—	実施	実施

3 読書活動を支える人材育成

(1) 家庭

お話し会等の参加を通じて子どもがどのような図書に興味をもっているのかを知ることをお勧めします。

取組例
[113]お話し会や読書の講座に参加し、子どもがどのような図書に興味をもっているのかを知ります。

(2) 地域の施設

読み聞かせを行うボランティアなど、地域の幅広い人材の活用を図ります。また、読書活動の担い手として施設職員の読書技術の向上を図ります。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[125]施設職員の読書技術の向上【新規】	—	—	実施
[126]読書ボランティアの活用	—	実施	実施

(3) 学校

子どもの読書活動を推進するために読書ボランティアを活用します。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[237]読書ボランティアの活用	—	実施	実施

(4) 区立図書館・図書室

児童書のレファレンス研修を行うことで、図書館員の専門性を高め、保護者や子どもが望む図書をより適切に案内できるようにします。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[245]児童書に関するレファレンス研修【新規】	開催数	—	1回

第3 中学生・高校生期の施策

中学生・高校生期においては、自分独自の内面の世界に気づき、自意識と客観的事実の違いに悩み、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索する時期を迎えます。また、大人との関係よりも友人関係に強い意味を見出すとともに、保護者に対する反抗や家庭でのコミュニケーションが不足しがちになるなど、思春期特有の課題も現れます。

共感や感動する図書を選んで読むことや、自己の将来について考え始めることから、読書を将来に役立てたいと思うようになるなど、読書の目的、図書の種類や知的興味に応じ、一層幅広く、多様に読書を始める年代になります。

一方で、自分の興味や関心がある分野にのみ熱中する傾向もあることや、部活動や進学・就職準備等で読書する時間が確保しにくくなる時期でもあるため、相対的に読書の関心度合いが低くなる子どもが増えることで、図書を読まなくなる傾向にあります。また、小学校段階までに十分な読書習慣を身に付けていない子どももいます。

このような現状を改善し、中学生・高校生期の子どもの読書の関心を高めるためには、教科の学習と学校図書館と連携を図り、読書の魅力や意義、有用性などについての理解を一層深めるとともに、繰り返し読みたくなるような心に残る図書と出わせていくことが効果的です。また、読書の時間が確保しにくくなるという生活環境の変化において、子どもに読書の工夫をアドバイスすることも必要です。

施策の目標値	不読率を平成25年度と比べて令和6年度末に半減させます。			
	不読率	平成25年度 実績	平成30年度 実績	令和6年度 (目標値)
	小学校3年生	24.2%	17.6%	12.1%
	小学校4年生	22.6%	20.2%	11.3%
	小学校5年生	18.1%	17.2%	9.1%
	小学校6年生	23.1%	23.0%	11.6%
	中学校1年生	20.5%	15.9%	10.3%
	中学校2年生	23.0%	24.0%	11.5%
	中学校3年生	28.6%	30.5%	14.3%

1 読書活動の機会の充実と啓発

(1) 家庭

子どもに図書館利用を勧め、家族の愛読書や面白かった読書経験を伝えることで、子どもの読書への関心を高めることをお勧めします。

取 組 例
[301]子どもに図書館の利便性を話して利用を勧めます。
[202]子どもに家族の愛読書や面白かった読書経験を伝えます。
[105]保護者や家族等が互いに図書を紹介し合ったり、子どもの読書の様子を話したりします。

(2) 地域の施設

ブックトークを通じて、読書の楽しさや興味を覚えてもらう取組を進めます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[308]ブックトークの実施	—	実施	実施

(3) 学校

学校教育の中で読書の楽しさを教えるとともに、読書により多様な価値観を獲得できるものであることを子どもに実感させることが大切です。さらに、不読率の改善のために、学校図書館の全体計画、年間指導計画に基づく学習活動のなかで、教科の学習内容と関連付けた次の3つの取組を通して、積極的な読書活動と学校図書館利用を図ります。

ア 教科の学習で図書を活用する取組

第1には、子どもが図書の内容を正確に読み取ることにとどまらず、自分なりの目的をもって必要な情報を得ることができるようにしたり、文章の内容や表現の仕方を評価したり、読んで理解したことを自分の的確な言語表現で発表するようにします。例えば、国語科の読書指導では、語彙指導のほか、知識情報の収集をしたり、様々な立場や考え方を知るきっかけとしたり、自分の生き方や社会との関わりを考えたりする取組を進めます。同じようなテーマの複数の図書を読むことで、多角的なものの見方を養います。

また、学校図書館での図書や資料を用いた情報収集、論理的な文章や実用的な文章を理解する学習を行います。

第2には、読書を通じて、論理的に考え、根拠を提示し、相手を説得できるように意見をまとめていくことを経験することです。学習活動における課題や疑問について、図書館資料を活用した調べ学習の方法を身に付けていくとともに、夏休みの自由研究においても「図書館を使った調べる学習」を進め、主体的に学ぶことを支援します。

また、社会的な課題についての図書資料等の調べに基づいたディベート²⁴やスピーチなどの口頭表現の技術の習得を通じて、観点を明らかにして分析することや評価することを学び、論理的に考え、聴いたり話したりする能力の向上を図ります。

イ 読書が自己の将来につながるものであることに気づかせ、読む図書の幅を広げる機会を設ける取組

個々の子どもの考え方と感受性等をきめ細かく配慮し、教師が一人ひとりの興味・関心を把握したうえで、その興味・関心に関わる図書を子どもに薦めることを行います。

例えば、子どもが好きな作家の図書を薦めたり、子どもが野球やサッカーなどのスポーツに興味がある場合、上達法や現在活躍している選手のことが書かれている図書を薦めたり、ゲームに興味がある子どもにはゲームを題材とした図書を薦めることや、読みたい本が見つからない子どものためにすぐに図書が手に取れる学級文庫におすすめのコメント文をつけて配架するなど、子どもの読書への関心が高まるよう取り組みます。また、学級指導においても、受験勉強に集中している時や友人関係に悩んだ時などに、先人の伝記や友情などをテーマにした図書を勧めることで、子どものやる気や心の安定を促すことも期待されます。このほか、将来の職業選択につながる図書などを進路指導及びキャリア教育²⁵の一環として扱うことも有効です。

²⁴ 「ディベート」：ひとつの論題の下、2チームの話し手が肯定する立場と否定する立場とに分かれ、自分たちの議論の相手に対する優位性を第三者であるジャッジに理解してもらうことを意図したうえで、客観的な証拠資料に基づいて論理的議論をするコミュニケーション活動です。

²⁵ 「キャリア教育」：勤労観及び職業観を育てる教育。主体的に進路を選択する能力・態度を育て、職業生活との円滑な接続を図ります。

ウ 友人などの同世代をはじめとした人とのつながりを生かす取組

ビブリオバトル等の読書交流会や図書委員会活動を通じて、同世代と読書の楽しさを体感できるように取り組むとともに、下級生や幼稚園及び保育園の園児への読み聞かせを通じた多世代交流を進めます。

また、同じ本をグループで読んで課題を発見し、意見を交わし、解決につなげるやり取りを行う生徒による読書会の開催を通じて、多様な価値観に触れ、自己の考えを深めることができるようにします。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[211]読書指導	—	実施	実施
[212]朝読書等	—	実施	実施
[213]授業における学校図書館活用の推進	—	実施	実施
[214]下級生や幼稚園及び保育園の園児への読み聞かせ	—	実施	実施
[215]図書委員会活動での図書の展示や紹介	—	実施	実施
[311]生徒による読書会の開催	—	実施	実施
[218]読書マラソン	—	実施	実施
[219]季節等に合わせたお薦め図書の展示	—	実施	実施
[312]ブックトークの実施	—	実施	実施
[221]調べる学習コンクールへの参加	—	実施	実施
[313]読書交流会（ビブリオバトル、ディベート、スピーチ）の開催【拡充】	—	実施	実施

(3) 区立図書館・図書室

青少年向け図書に関する情報提供を行うとともに、子ども自身が図書の内容をイラストで紹介するPOPコンテストを開催し、子どもの読書活動の情報発信を支援するとともに、表彰することで読書意欲の向上を図ります。また、POPコンテストでは、絵本を題材とした作品を募集する部門を作り、中学生・高校

生の作品をこどもとしょかんや児童書コーナーで活用します。

また、子どもの興味の拡がりに応じた図書を案内するための関連資料の探索法を一覧にしたパスファインダーを製作します。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[320]青少年向け図書 に関するレファレンス	—	実施	実施
[321]青少年向け図書 に関する情報提供【拡 充】	ブックリスト配 布数	18,000枚	20,000枚
[322]中学生の図書館 利用の推進【拡充】	延べ貸出者数	10,824人	17,000人
	延べ貸出冊数	28,721冊	44,000冊
[323]高校生等の図書 館利用の推進【拡充】	延べ貸出者数	5,997人	9,000人
	延べ貸出冊数	14,380冊	22,000冊
[243]パスファインダ ーの製作と配布【新規】	種類数	—	100種類
[324]POPコンテス ト(絵本以外)	—	実施	実施
[325]POPコンテス ト(絵本)【新規】	—	—	実施

2 読書環境の整備

(1) 家庭

ブックリストで選書アドバイスをすることや、短時間でも継続して読書する工夫を紹介します。例えば、すぐに図書を手に取れるようにしておくことや、本を鞆に入れておくなどして、短い時間でも読書に親しめるよう子どもに働きかけます。

取 組 例
[303]ブックリストを参考に、選書のアドバイスをします。
[304]短時間でも継続して読書できる工夫のアドバイスをします。

(2) 地域の施設

子どもが手軽に読書できる環境の整備を進めます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[310]青少年向け図書の整備	—	実施	実施
[122]団体貸出を利用した図書の充実【拡充】	登録施設数	9施設	11施設 (児童館)

(3) 学校

学校司書の配置とともに、学校図書館の授業での活用を図ります。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[224]学校図書館年間指導計画に基づく運営	—	実施	実施
[317]学校司書の配置	—	実施	実施
[226]調べ学習用図書の整備	—	実施	実施
[227]学校図書館オリエンテーションの実施	—	実施	実施
[228]学級文庫の整備	—	実施	実施

(4) 学校図書館の整備

子どもが多様な図書を手に取れるように蔵書の分類に偏りがないように配慮し、学校図書館図書標準による蔵書の充実を進めます。また、新聞の設置を進め、新聞の論説や報道などの文章に接する機会を増やします。

さらに、読書指導において、教科書の単元に関連する図書の紹介を行うとともに、人文科学、社会科学、自然科学、その他の広い分野の図書を子どもの興味・関心に応じて読むことを薦めることで、学校図書館の生徒一人あたりの年間貸出冊数の増加を図り、学校図書館の利用を推進します。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[229]学校図書館の利用推進【拡充】	生徒一人あたりの年間貸出冊数	2.3冊	10冊
[230]蔵書の管理	学校図書館図書標準達成率	94.5%	100%

[231]選書及び除籍の管理	—	実施	実施
[232]新聞の設置【拡充】	設置学校数	4校	10校 (中学校)

(5) 区立図書館・図書室の取組

青少年向け図書の収集と提供を進めるとともに、多様な読書方法を紹介します。例えば、最初から最後まで読み通そうとすると、途中で挫折したり、読み切れる自信がないために読み始めることさえできなかつたりすることもあります。その代り、一通りざっと読んで要点を理解する読み方など、目的に応じて読み方を工夫できる手助けを行います。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[326]青少年向け図書の収集と提供【拡充】	—	実施	実施
[135]リサイクル図書の提供	—	実施	実施

3 読書活動を支える人材育成

(1) 家庭

青少年向け図書のブックリストや読書の講座を通じて、子どもがどのような図書に興味をもっているのかを知ることをお勧めします。

取組例
[306]ブックリストや読書の講座を通じて、子どもがどのような図書に興味をもっているのかを知ります。

(2) 地域の施設

読書勉強会の参加など施設の職員が読書活動についての知識を深めるよう取り組みます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[125]施設職員の読書技術の向上【新規】	—	—	実施

(3) 学校

読書ボランティアの活用を進めます。

事業	指標	平成 30 年度 現状	令和 6 年度 目標
[319]読書ボランティアの活用【新規】	—	—	実施

(4) 区立図書館・図書室

中学生・高校生向け読書講座、図書館を使った情報活用講座を行います。

事業	指標	平成 30 年度 現状	令和 6 年度 目標
[327]中学生・高校生向け読書講座【新規】	開催数	—	4 回
[328]図書館を使った情報活用講座【新規】	開催数	—	2 回
[329]青少年向け図書に関するレファレンス研修【新規】	開催数	—	1 回

第4 特別な支援を必要とする子どもの施策

バリアフリーの視点から、身体及び知的等の障害やディスレクシア²⁶等の学習障害により読書活動に支援が必要となる子ども及び外国にルーツを持つ子どもへの特別な支援を必要とする子どもの読書活動の取組を推進します。

施策の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以下の障害をもつ子どもの図書館サービスの利用を拡充します。 平成30年度利用者7人 令和6年度300人 ・ 外国語絵本の蔵書数を1.5倍に増やします。 平成30年度末2,066冊 令和6年度3,000冊
---------------	---

1 読書活動の機会の充実と啓発

(1) 家庭

保護者が子どもと一緒に読書を楽しんでもらうことをお勧めします。

取 組 例
[401]子どもと一緒に図書館を利用します。
[103]子どもが興味を示す図書を読み聞かせます。
[402]子どもと同じ図書を読んで、子どもと読書をします。

(2) 地域の施設

障害の内容及び程度に応じた読み聞かせに取り組みます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[407]障害の内容及び程度に応じた読み聞かせ	—	実施	実施

(3) 学校

特別支援学級での読書活動を進めます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[410]特別支援学級での読み聞かせ	-	実施	実施

²⁶ 「ディスレクシア」：学習障害の一種で、知的能力及び理解能力などに異常がないにもかかわらず、字の読み書き学習に困難を抱える障害

(4) 区立図書館

障害児向け図書のレファレンスや情報提供、外国語による読み聞かせ、外国語図書のレファレンスや外国にルーツを持つ子どもの図書館利用ガイダンスを行います。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[414]障害児向け図書のレファレンス及び情報提供	—	実施	実施
[415]外国語による読み聞かせ	—	実施	実施
[416]外国語図書に関するレファレンス及び情報提供	—	実施	実施
[417]外国にルーツを持つ子どもの図書館利用ガイダンス【新規】	実施回数	—	4回

2 読書環境の整備

(1) 家庭

家族と一緒に読書する機会と子どもが手軽に図書を手に取れるようにします。

取組例
[111]家族と一緒に読書する機会をもち、子どもが手軽に図書を手に取れるようにします。

(2) 地域の施設

障害児向け図書を用意し、子どもが手軽に図書を手に取れる環境づくりをすることや団体貸出の利用による図書の充実を図ります。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[409]障害児向け図書の整備	—	実施	実施
[122]団体貸出を利用した図書の充実【拡充】	施設数	8施設	28施設 (児童発達支援・放課後等デイサービス事業所)

(3) 学校

障害児向け図書を用意し、子どもが手軽に図書を取れる環境づくりをすることや団体貸出の利用による図書の充実を図ります。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[412]障害児向け図書の整備	—	実施	実施

(4) 区立図書館

障害の内容及び程度に応じた利用環境の整備を進めます。また、外国語図書の充実を進めます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[418]障害の内容及び程度に応じた利用環境の整備	—	実施	実施
[419]外国語図書の充実【拡充】	外国語絵本の蔵書数	2,066冊	3,000冊

3 読書活動を支える人材育成

(1) 家庭

お話し会や読書の講座に参加し、子どもがどのような図書に興味を持っているのかを知ります。

取組例
[113]お話し会や読書の講座に参加し、子どもがどのような図書に興味をもっているのかを知ります。

(2) 地域の施設

障害のある子どもへの読み聞かせ等の読書技術の向上に取組を進めます。

事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
[125]施設職員の読書技術の向上【新規】	—	—	実施

(3) 学校

障害児読書ボランティアの活用を進めます。

事業	指標	平成 30 年度 現状	令和 6 年度 目標
[413]障害児読書ボランティアの活用	—	実施	実施

(4) 区立図書館

障害児読書ボランティアの養成と活動支援を進めます。

事業	指標	平成 30 年度 現状	令和 6 年度 目標
[420]障害児読書ボランティアの養成【拡充】	—	実施	実施
[421]外国語図書に関するレファレンス研修【新規】	開催数	—	2 回

第5章 家庭、地域及び学校等での取組を支援するための施策

条例第12条に基づき、区立図書館は、子ども読書活動の推進に資するため、図書その他資料を確保するとともに、子どもに対して図書館奉仕の充実を図るほか、子ども読書活動推進のために、家庭、地域の施設、学校が行う読書活動の支援を更に拡充します。

そのための施策は、次の第1から第4までの4つです。

第1 乳幼児期の読書活動を支援する施策

1 家庭での取組への支援

乳幼児期においては、子どもを図書と出合わせるためには、図書を揃えることにとどまらず、物語の世界へ子どもの関心を引きつけ、図書を読むことに興味を持たせるために、さまざまな働きかけを行うことが大切です。

ブックスタート事業は、乳幼児のいる保護者に絵本や読み聞かせを一緒に楽しむ体験を贈り、子どもが生活の中で図書と自然に触れあえるようにすることを保護者に理解してもらおう取組です。また、出産前の方やその家族に対する読書活動の啓発、読書の理解講座、ブックリストの配布などの取組を通じて、家庭における読書活動を支援します。

	事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
(1) 読書活動の 機会の充 実と啓発	[106]出産準備クラス等の読書活動啓発【新規】	—	—	実施
	[107]読書のすすめ講座【新規】	開催数	—	4回
	[108]絵本に関する情報提供【拡充】	ブックリスト配布数	4,000枚	4,500枚
	[109]おうちDeどくしょノートの配布 ²⁷ 【拡充】	ノート配布数	1,800部	2,000部
	[110]ブックスタート事業	—	実施	実施
(2) 読書環境の 整備	[112]親子で読書することのPR活動	—	実施	実施

²⁷「おうちDeどくしょノート」: 親子の読書活動を進めるために、図書館が作成し、配布している親子で記入する読書ノートです。

(3) 読書活動を支える人材育成	[114]絵本に関する理解講座【拡充】	開催数	1回	4回
------------------	---------------------	-----	----	----

2 地域の施設での取組への支援

施設の状況やニーズに合わせた団体貸出セットの提供など、保育園や児童館が読書活動を円滑に進めることができるよう支援します。図書館員や読書ボランティアによる出張読み聞かせや団体貸出などの支援に加えて、施設職員の読書技術の向上を図る講座を開催します。

	事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
(1) 読書活動の機会の充実と啓発	[118]出張読み聞かせの開催【拡充】	施設数	1施設	12施設 (児童館)
	[119]絵本に関する情報提供【拡充】	ブックリスト配布数	4,000枚	4,500枚
(2) 読書環境の整備	[123]団体貸出による読書環境の充実支援【拡充】	団体貸出冊数	10,276冊	16,000冊
	[124]リサイクル図書 の提供	—	実施	実施
(3) 読書活動を支える人材育成	[127]施設職員向け読書技術講座の開催【新規】	開催数	—	2回

第2 小学生期の読書活動を支援する施策

1 家庭での取組への支援

児童書のブックリスト、おうち De どくしょノートを配布します。また、子どもたちに図書館利用の面白さ、楽しさを感じてもらおう図書館員体験を実施します。

	事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
(1) 読書活動の 機会の充 実と啓発	[109]おうち De どくしょノートの配布【拡充】	ノート配布数	1,800部	2,000部
	[203]児童書に関する情報提供【拡充】	ブックリスト配布数	16,000枚	16,700枚
	[204]図書館員体験【拡充】	参加者数	10人	50人
(2) 読書環境の 整備	[112]親子で読書することのPR活動	—	実施	実施
(3) 読書活動を 支える人 材育成	[206]子どもの読書に関する講座【拡充】	開催数	3回	6回

2 地域の施設での取組への支援

地域の施設（児童館等）が施設の状況やニーズに合わせた読書活動を進めることができるように支援します。出張読み聞かせや団体貸出などの支援に加えて、施設職員の読み聞かせ技術の向上を図るための講座を開催します。

	事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
(1) 読書活動の 機会の充 実と啓発	[118]出張読み聞かせの開催【拡充】	施設数	—	12施設 (児童館)
	[208]児童書に関する情報提供【拡充】	ブックリスト配布数	16,000枚	16,700枚
(2) 読書環境の 整備	[123]団体貸出による読書環境の充実支援【拡充】	団体貸出冊数	3,168冊	4,800冊
	[124]リサイクル図書の提供	—	実施	実施

(3) 読書活動を支える人材育成	[127]施設職員向け読書技術講座の開催【新規】	開催数	—	2回
	[210]読書ボランティア養成講座【拡充】	参加者数	57人	120人

3 学校の取組への支援

学校司書の配置の充実を図るとともに、学校図書館の授業活用が積極的に図られるように、調べ学習の支援や学校図書館の運営を支援します。また、学校図書館担当教諭研修会、図書館司書と学校司書との意見交換会、学校図書館ボランティア同士の交流支援を通して、学校図書館運営についての情報共有を行い、協力関係の構築を進めます。さらに、調べる学習コンクールでの個別相談会の実施や作品展など支援します。

	事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
(1) 読書活動の機会 の充実と啓発	[222]出張読み聞かせの開催	—	実施	実施
	[223]調べ学習の支援	—	実施	実施
(2) 読書環境の 整備	[233]学校司書の配置及び学校図書館運営支援【拡充】	配置日数	週2日	週3日
	[234]選書支援	—	実施	実施
	[235]団体貸出による読書環境の充実支援【拡充】	貸出冊数	28,907冊	43,500冊
	[236]授業参考図書の整備	—	実施	実施
(3) 読書活動を 支える人材育成	[238]読書ボランティア養成講座【拡充】	参加者数	57人	120人
	[239]学校図書館担当教諭研修会への支援	—	実施	実施
	[240]学校司書意見交換会の開催【拡充】	開催数	1回	2回
	[241]調べる学習コンクールでの個別相談会や作品展への支援	—	実施	実施

第3 中学生・高校生期の読書活動を支援する施策

1 家庭での取組への支援

青少年向け図書に関する情報提供を行い、子どもと読書についての対話を心がけてもらう啓発を進めます。

	事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
(1) 読書活動の 機会の充 実と啓発	[302]青少年向け図書 に関する情報提供【拡 充】	ブック リスト 配布数	18,000 枚	20,000 枚
(2) 読 書環境の 整備	[305]読書についての 啓発	—	実施	実施
(3) 読 書活動を 支える人 材育成	[307]青少年向け読書 に関する講座【新規】	開催数	—	4 回

2 地域の施設での取組への支援

地域の施設（児童館等）が施設の状況やニーズに合わせた読書活動を進めることができるように支援します。図書館員や読書ボランティアによる出張読み聞かせや団体貸出などの支援に加えて、施設職員の読書技術の向上を図るための講座を開催します。

	事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
(1) 読 書活動の 機会の充 実と啓発	[118]出張読み聞かせ の開催【拡充】	施設数	—	11施設 (児童館)
	[309]青少年向け図書 に関する情報提供【拡 充】	ブック リスト 配布数	18,000 枚	20,000 枚
(2) 読 書環境の 整備	[123]団体貸出による 読書環境の充実支援 【拡充】	—	実施	実施
	[124]リサイクル図書 の提供	—	実施	実施
(3) 読 書活動を 支える人 材育成	[127]施設職員向け読 書技術講座の開催【新 規】	開催数	—	2 回

3 学校の取組への支援

学校司書の配置とともに、学習活動での学校図書館の活用を進めるために、調べ学習の支援や学校図書館の選書を支援します。また、学校図書館担当教諭研修会、学校司書と図書館司書との意見交換会を通して、学校図書館運営についての情報共有を進めます。さらに、調べる学習コンクールでの個別相談会の実施や作品展示などを支援します。

	事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
(1) 読書活動の 機会の充 実と啓発	[314]出張読み聞かせ・ブックトークの開催	—	実施	実施
	[223]調べ学習の支援	—	実施	実施
	[315]ビブリオバトル大会への協力	—	実施	実施
	[316]職場体験	—	実施	実施
(2) 読書環境の 整備	[318]学校司書の配置及び学校図書館運営支援	—	実施	実施
	[234]選書支援	—	実施	実施
	[235]団体貸出による読書環境の充実支援【拡充】	貸出冊数	1,972冊	3,000冊
	[236]授業参考図書の整備	—	実施	実施
(3) 読書活動を 支える人 材育成	[239]学校図書館担当教諭研修会への支援	—	実施	実施
	[240]学校司書意見交換会の開催【拡充】	開催数	1回	2回
	[241]調べる学習コンクールでの個別相談会や作品展示への支援	—	実施	実施

第4 特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援する施策

1 家庭での取組への支援

子どもの障害の内容及び程度に応じた図書の情報提供を進めるとともに、読書を楽しんでもらえるように図書館ツアー²⁸を行います。

	事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
(1) 読書活動 の機会 の充実と啓 発	[403]障害児の図書館 ツアー【新規】	参加回数	—	2回
	[404]障害者図書に関 する情報提供	—	実施	実施
(2) 読書環境 の整備	[405]障害の内容及び 程度に応じた読書相談 【新規】	—	—	実施
(3) 読書活動 を支える 人材育成	[406]保護者向け読書 講座【新規】	開催数	—	2回

2 地域の施設での取組への支援

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所で、子どもの障害の内容及び程度に応じた読み聞かせを実施します。また、さまざまな障害者向け資料を紹介するとともに、図書に触れる機会を提供します。具体的には、普通の活字の図書を読むことが苦手なディスレクシアの子どもに対して、マルチメディアデージー図書の活用を進めるなど、すべての子どもが読書に親しめるように支援します。さらに、団体貸出による読書環境の充実を図るとともに、施設職員向けの読書技術向上のための講座を開きます。

	事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
(1) 読書活動 の機会 の充実と啓 発	[118]出張読み聞かせ の開催【拡充】	—	実施	実施
	[408]障害者向け資料 の紹介	—	実施	実施

²⁸ 「図書館ツアー」：図書館の書架や機器の紹介、バックヤードなどを巡り、図書館の機能を知り、図書館に関心をもってもらう案内事業です。

(2) 読書環境 の整備	[123]団体貸出による 読書環境の充実支援 【拡充】	—	実施	実施
(3) 読書活動 を支える 人材育成	[127]施設職員向け読 書技術講座の開催【新 規】	開催数	—	2回

3 学校の取組への支援

特別支援学級への出張読み聞かせを実施します。

	事業	指標	平成30年度 現状	令和6年度 目標
(1) 読書活動 の機会 の充実と啓 発	[411]出張読み聞かせ の開催【新規】	実施校数	—	13校 (特別支援学 級)

【 資 料 編 】

墨田区子ども読書活動推進条例

平成 30 年 12 月 11 日

条例第 45 号

子どもにとって本との出会いは、読む力、書く力などの基礎学力に加え、創造力や表現力など豊かな人生を送る上で必要な力を得るために欠くことのできないものです。

国においては、平成 13 年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定され、子どもの読書活動が活発に進められてきました。このような背景のもと、墨田区においても、この法律に基づき、平成 17 年に墨田区子ども読書活動推進計画を策定し、読書活動を推進した結果、学校図書館において児童及び生徒 1 人当たりの貸出冊数が増加するなどの成果を上げてきました。

一方、読書習慣の形成が十分でないなどの課題があるほか、情報通信手段の普及、多様化など、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化も見られます。

こうした点を踏まえ、読書の意義と効用を再認識し、子どもが積極的に読書活動を行っていけるよう環境づくりをしていくことが求められます。そこで、墨田区は、家庭、地域、学校などを通じ、子どもの読書環境を整えることによって、子どもが楽しく活発に読書に親しむことができるように、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、区における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、区の責務、区民の役割及び家庭、地域、学校等の取組を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの生きる力を育み、かつ、子どもの健やかな成長に資することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の用語の定義は、それぞれ次に定めるところによります。

- (1) 子ども おおむね 18 歳以下の者をいいます。
- (2) 子どもの読書活動 子どもが主体的に読書に関わりを持つ活動をいいます。
- (3) 学校 墨田区立学校設置条例(昭和 39 年墨田区条例第 24 号)に規定する小学校及び中学校をいいます。
- (4) 学校司書 学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)に規定する学校司書をいいます。

(基本理念)

第 3 条 子どもの読書活動は、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことのできないものであるとともに、基礎学力を高め、想像力を育み、やさしさ及び思いやりの心を養う上でも重要であることに鑑み、区において、全ての子

子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で自主的に楽しく読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければなりません。

(区の責務)

第 4 条 区は、前条の基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務があります。

(区民の役割)

第 5 条 区民は、日常の生活の中で読書に親しみ、子どもの読書活動への理解及び協力を通じて、子どもの読書活動の充実及び習慣化につながるよう努めるものとしします。

(家庭での取組)

第 6 条 子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもへの読み聞かせ、本の感想の話合いなど多様な取組を通じて、子どもが読書活動をより身近に感じることができるよう努めるものとしします。

(地域での取組)

第 7 条 地域においては、家庭、学校、幼稚園(墨田区立幼稚園設置条例(昭和 43 年墨田区条例第 25 条)に規定する幼稚園をいいます。)、保育所等(墨田区保育所条例(昭和 36 年墨田区条例第 4 号)に規定する保育所及び墨田区認定こども園条例(平成 28 年墨田区条例第 59 号)に規定する認定こども園をいいます。)、児童館等(墨田区児童館条例(昭和 46 年墨田区条例第 20 号)に規定する児童館及び墨田区コミュニティ会館条例(平成 6 年墨田区条例第 33 号)に規定するコミュニティ会館をいいます。)、ボランティア団体、特定非営利活動法人等が互いに協力して、子どもが区立図書館(墨田区立図書館条例(平成 27 年墨田区条例第 48 号)に規定する図書館をいいます。以下同じ。)及びコミュニティ会館の図書室を積極的に活用するよう促進するとともに、子どもの読書活動の推進に努めるものとしします。

(学校の取組)

第 8 条 学校は、それぞれの学校の特色並びに児童及び生徒の発達段階に応じ年間指導計画を策定し、学校図書館(学校に設けられた学校図書館法に規定する学校図書館をいいます。以下同じ。)を活用して、児童及び生徒の読書活動の推進に努めるものとしします。

2 学校は、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒の読書活動について、障害の程度に応じて十分な配慮を行うものとしします。

(墨田区子ども読書活動推進計画の策定)

第 9 条 区は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)に基づき、区における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「墨田区子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」といいます。)を策定するものとしします。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めます。

- (1) これまでの取組の成果及び課題を踏まえた基本方針及び基本目標
- (2) 施策及び目標値
- (3) 家庭、地域及び学校等での取組を支援するための施策

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項

(意見聴取等)

第 10 条 区は、推進計画を策定しようとするとき、又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、有識者及び区民からの意見を聴取するものとします。

2 区は、推進計画を策定したとき、又は推進計画の変更を行ったときは、これを公表しなければなりません。

3 前項に定めるもののほか、区は、推進計画に定める施策の実施状況等を公表しなければなりません。

(学校図書館の整備)

第 11 条 墨田区教育委員会(以下「教育委員会」といいます。)は、学校図書館の機能及び蔵書の充実に努めるものとします。

2 教育委員会は、学校司書の配置及び能力向上に努めるものとします。

(区立図書館の取組)

第 12 条 区立図書館は、子どもの読書活動の推進に資するため、図書その他必要な資料を確保するとともに、図書館奉仕の充実に努めるものとします。

2 区立図書館は、子どもの読書活動についての相談体制を整備するとともに、家庭、地域及び学校との連携並びにボランティア活動に取り組む団体の支援及び育成に努めるものとします。

3 区立図書館は、幼児期の子どもの読書への興味を呼び起こし、及び豊かな感性、表現力等を養うことを目的として、読み聞かせその他の事業を実施するものとします。

4 区立図書館は、特別な支援を必要とする子どもへの読書啓発及び利用援助を行うものとします。

(条例の見直し)

第 13 条 区は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、社会状況の変化やこの条例の推進状況を検証し、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとします。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が定めます。

付 則

この条例は、公布の日から施行します。

本計画に関するパブリックコメントの実施結果

本計画案について、広くご意見を募集しましたところ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。

ご意見・ご提案をいただいた方に厚く御礼を申し上げますとともに、今回いただいたご意見等の要旨及びこれに対する区の考え方を公表します。

1 実施概要

(1)公表資料

「墨田区子ども読書活動推進計画（第4次）」（案）

(2)募集期間

令和元年12月11日（水）から令和2年1月10日（金）まで

(3)周知方法及び閲覧場所

ア 周知方法

(ア)区のお知らせ（令和元年12月11日号）

(イ)区公式ホームページ

(ウ)図書館ホームページ

イ 閲覧場所

(ア)区民情報コーナー

(イ)ひきふね図書館

(4)提出方法

直接持込み、郵送、FAX及びEメール

(5)提出先

ひきふね図書館

(6)募集の結果

ア 意見提出者 1名

イ 意見総数 3件

2 提出された意見等の要旨及び区の考え方

	ご意見等の要旨	ご意見に対する区の考え方
1	読み聞かせボランティアが小規模保育所等に出向いて行うのはどうか。	保育関連施設における読み聞かせ等読書活動は、計画的に行っていきます。
2	子どもの読書記録を、貸出履歴から自動で紙にプリントアウトし、提供するサービスを行ってほしい。親子の共有やふりかえりの機会になると思う。	令和2年1月に、図書館システムの更新により、図書館ホームページから利用者本人の読書記録が画面で確認できるようになりました。また、読書記録データはダウンロードできますので、ご活用ください。
3	図書を入手できる時間、触れられる時間を増やせるように、日曜日の閉館時間を遅くしてほしい。17時まででは立ち寄りが難しい。	ひきふね図書館の開館時間については、「墨田区立図書館条例」において、定めております。延長する場合、それにかかる経費や運営方法、費用対効果の検証などの課題が多く、現状での変更は予定しておりません。

本計画策定の経緯

- 令和元年 5 月
 - ・教育委員会：策定方針の報告
 - ・関係各課に本計画（第 3 次）の実施状況調査

- 6 月
 - ・墨田区図書館運営協議会（第 1 回）：策定方針の意見聴取
 - ・策定委員会（第 1 回）：本計画（第 3 次）の取組成果及び課題、本計画（第 4 次）の策定方針及び構成案の検討

- 9 月
 - ・墨田区図書館運営協議会（第 2 回）：素案についての意見聴取

- 10 月
 - ・策定委員会（第 2 回）：計画案の検討
 - ・教育委員会：計画案についての報告・意見聴取
 - ・総合教育会議：子ども読書活動に関する討議

- 11 月
 - ・墨田区議会：計画案報告

- 12 月
 - ・パブリックコメントの実施（12/11～1/10）
 - ・墨田区図書館運営協議会（第 3 回）：計画案の意見聴取

- 令和 2 年 1 月
 - ・策定委員会（第 3 回）：計画案（最終版）の検討
 - ・計画案の決定
 - ・教育委員会：計画案（最終版）報告

- 3 月
 - ・区議会：計画の報告

検討委員等

1 墨田区図書館運営協議会

所 属 等	氏 名	備考
慶應義塾大学名誉教授	上田 修一	会 長
都留文科大学准教授	日向 良和	副会長
墨田区立曳舟小学校長	吉岡 大司	
墨田区立吾嬬第二中学校長	駒田 るみ子	
ボランティア団体「おはなしの会 つくしんぼ」・「語らいの会」代表（児童サービス）	藤山 光子	
ボランティア団体「点訳きつつき」代表（障害者サービス）	齊藤 宮子	
墨田区ひきふね図書館パートナーズ	佐藤 弘行	
墨田区ひきふね図書館パートナーズ	原 平充	
公募区民	關 真由美	
区立小学校PTA協議会代表 （第三吾嬬小学校PTA会長）	栞原 史成	
区立中学校PTA連合会代表 （吾嬬立花中学校PTA会長）	小川 政美	
区立第四吾嬬小学校読書ボランティア	近藤 幹子	
区立第四吾嬬小学校読書ボランティア	佐藤 八代以	

2 策定委員会

職 名	氏 名	備考
教育委員会事務局次長	青木 剛	委員長
教育委員会事務局参事（庶務課長事務取扱）	宮本 知幸	
政策担当課長	大野 勝	
地域力支援部参事（地域活動推進課長事務取扱）	前田 恵子	
子育て支援課長	田村 俊彦	
子育て政策課長	高橋 義之	
子ども施設課長	金子 明	
子育て支援総合センター館長	梅原 和恵	
向島保健センター所長	福田 純子	
学務課長	西村 克己	
指導室長	横山 圭介	
すみだ教育研究所長	石原 恵美	
地域教育支援課長	石岡 克己	
ひきふね図書館長	高村 弘晃	副委員長

事務局：ひきふね図書館

「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正に伴う協議について

1 趣旨

墨田区長から地方自治法第180条の2の規定に基づく協議があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により、異議ない旨を回答した。

2 通達名

区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について(平成8年1月31日7墨総総第1073号)

3 区長からの依頼文
別紙1のとおり

4 回答文
別紙2のとおり

31墨企行第338号
令和2年1月21日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨
(公印省略)

区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行についての
一部改正について(協議)

標記の件について、「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について(平成8年1月31日7墨総総第1073号)」を、下記のとおり改正し、令和2年1月21日から実施し、令和元年12月1日から適用したいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議します。

記

- 1 改正概要
補助執行事務に「会計年度任用職員の任用に関する事務」を加える。
- 2 改正通達(案)新旧対照表
別添のとおり

【担当】企画経営室行政経営担当
會田・柳田(内線:3712)



「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の
一部改正について

区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について（平成8年1月31日7
墨総総第1073号）の一部を次の表のように改正する。なお、この改正について
は、令和2年1月21日から実施し、令和元年12月1日から適用する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第2 補助執行事務	第2 〔同左〕
1 次に掲げる事務は、教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。	1 〔同左〕
〔略〕	〔略〕
__ <u>会計年度任用職員の任用に関する事務</u> （区長の権限に属する事務に限る。）	〔新設〕
__ 青少年の健全育成に関する事務	__ 〔同左〕
__ 墨田区青少年問題協議会に関する事務	__ 〔同左〕
__ 墨田区いじめ問題対策協議会に関する事務（区長の権限に属する事務に限る。）	__ 〔同左〕
__ 地区委員会に関する事務	__ 〔同左〕
__ 遊び場対策に関する事務	__ 〔同左〕
__ 墨田区学童災害共済に関する事務	__ 〔同左〕
__ 子ども・若者育成支援に関する事務	__ 〔同左〕
__ 墨田区立校外学園の使用料の徴収及び返還に関する事務	__ 〔同左〕
__ すみだ郷土文化資料館の観覧料の徴収に関する事務	__ 〔同左〕

<p>— 立花大正民家園旧小山家住宅の使 用料の徴収及び返還に関する事務</p>	<p>— 〔同左〕</p>
<p>— 住民票の写し及び印鑑登録証明書 の受渡し及び手数料の徴収に関する 事務</p>	<p>— 〔同左〕</p>

31 墨教庶第1849号
令和2年1月21日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之

区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行についての
一部改正について（回答）

令和2年1月21日付け31 墨企行第338号により協議があったこのことにつ
いては、貴案のとおりで異議ありません。